

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	18
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年南相馬市規則第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2 法によらない事務 第19の項 南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年南相馬市規則第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第1条	南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年3月27日規則第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。	第1条 この規則は、 <u>子どもの医療費の一部を助成</u> することにより、保護者の負担を軽減し、もって <u>子どもの健全な育成と福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年3月27日規則第14号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年3月27日規則第14号)第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子どもの医療費の助成の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年南相馬市規則第14号)第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該申請に係る子どもの生活保護実施関係情報

事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年南相馬市規則第14号)第5条・第10条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の <u>変更の認定に関する事務</u>	子どもの医療費の助成の受給資格の変更の届出に係る <u>変更の認定に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年南相馬市規則第14号)第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該変更の届出を行う者又は当該変更に係る子どもの生活保護実施関係情報

備考	
----	--